

愛知県下水道科学館における、臨時閉館の判断基準についてのご案内

愛知県下水道科学館は、以下の事項に該当する場合は臨時に閉館いたします。

- ① 科学館の建物・設備・展示施設に故障、異常等が発生し、来館者の安全確保に支障をきたす恐れがある場合。
- ② 火災が発生した場合。
- ③ 震度5以上の地震が発生した場合。
- ④ 大規模地震対策特別措置法に基づき、気象庁から、東海地震に関する調査情報(臨時)、注意情報若しくは警戒宣言が発表されたとき。
- ⑤ 「愛知県災害対策実施要綱」に基づく第二非常配備警戒態勢もしくは第三非常配備が指令された場合。(例)大雨警報・暴風警報・洪水警報等の気象警報
- ⑥ けが人・病人が発生した場合。
- ⑦ その他、愛知水と緑の公社理事長が必要と認めるとき。

また、閉館措置後の再開館基準については以下の表に基づき判断いたします。

ライフライン	上下水道、ガス、電気が全て復旧していること。
建物・施設	建物、アトラクション、遊具等の施設について修繕、点検等が完了し、倒壊・崩壊などの危険箇所もなく、安全な施設運営が可能な状態にあること。 使用不可能なアトラクション、遊具は、閉鎖・使用中止の措置により安全対策が完了している。
東海地震	注意情報、警戒宣言が解除されている。
第二非常配備警戒態勢もしくは第三非常配備が指令された場合	非常配備体制が解除されている。 (大雨警報・暴風警報・洪水警報等の警報が解除されている)